

名 称 在 所	用 途 (令別表)	発 生 日 時 等	構 造 ・ 階 層 面 積	焼 損 程 度 (焼損面積/延面積)	死 傷 者
ブロンズ会館		昭和43年1月14日 出火11時43分ころ 覚知11時46分 覚知別 報知電話 鎮火14時36分	耐火 $\frac{9}{3}$ 建 276.96 m ² 延 2,312.08 m ²	全半・部・小 1,105 m ² (47.7%)	死者 0名 傷者 14名 (8)
東京都豊島区南池袋1-23-11	複合用途 (16)イ				

I 火災概要

① 概 要	本火災は、建築時、三棟の独立建物の内、昭和38年12月に防火2/0の喫茶店が全焼したことにより、その後同敷地に昭和39年6月耐火造9/3を建て残る二棟も増築し一棟とした建物の1階喫茶店部分から出火したものである。従ってこれらの建築経過からも、各棟の床面の高さの違いや、各棟の接続部分の間隙および内部構造の複雑や防火区画の不完全が生じ、耐火建物にも係わらず延焼拡大し、防ぎよ面から大きな困難があった火災である。									
	階	床面積	焼損床面積	用途(売場)	在館者	死 者	避難設備等	消防用設備等		
② 階 別 状 況	PH	m ² 17.10	m ²	機 械 室			屋内階段 1箇所 			
	9	81.15		事務室・機械室						
	8	147.82		住 宅						
	7	152.88		喫茶店 G						
	6	152.88	19.00							
	5	201.48	201.48		"	55				
	4	215.32	178.47		"					
	3	279.96	215.38	レストラン バーカウンタ	レ ス ト ラ ン	グ リ ル		喫 茶	5	
	2	279.96	211.38						4	
	①	279.96	159.33						2	
	B1	257.82	120.04			喫茶		喫茶	5	
	B2	127.46								
	B3	118.38								
	合計	2,312.08	1,105.08			71		0		
	③ 出 火 場 所	(階、室、部位、可燃物状況、居室・非居室、在・不在) 1階喫茶店、便所入口付近から出火 ○天井(石こうボード) 壁・床(人造石) 付近は椅子等があった。						④ 出 火 原 因	石油ストーブに給油中その場を離れたため、灯油が溢れて床に流れ出た。その灯油を燃やして処理してしまうことを思いつき、新聞紙にマッチで火を付けたため一挙に拡大し、本火災に至った。	

⑤ 火 災 の 延 焼 経 路 等	(出火部位) 1階床面にこぼれた灯油	(出火室の拡大) 椅子・天井	(他階への拡大) • 階段の板材による区画 • 各棟の接点区画不完全箇所(吹き抜け) • エスカレーター、ダムウェーター、パイプスペースの防火区画不完全箇所													
	1階便所入口近くから発生した火災は付近の椅子、天井に着火し、内部に吸い込まれるように延焼し、間仕切壁を板材にしていた階段の区画を焼失して2階へ、更に地下1階へと燃え広がり、更に2階に延びた火はA・B・C各棟の接点で区画不完全のため吹き抜け状になっている箇所から上層階へ延焼拡大していった。一方1階から3階へ延びた火は、エスカレーター下部、ダムウェーター、パイプスペース等を伝わって上層階へ延焼拡大した。															
<ul style="list-style-type: none"> ○ 延焼拡大した主な理由 <ul style="list-style-type: none"> ○ 防火区画が不完全であった（3棟の独立した建物を1棟にしたもので、その接点に間隙があり、水平区画が不完全なうえ、1階から5階まで吹き抜け状になっていた。また階段パイプ、ダムウェーターの区画が不完全だった）。危険物により発火し建物関係者からの通報がなかった。 ○ 煙の伝播経路 <ul style="list-style-type: none"> 延焼拡大するとともに各区画不完全箇所から急速に上階へと煙が伝播していった。 																
<h2>II 火災建物概要</h2>																
① 建 築	着工・竣工又は主たる改築等 昭和39年6月 B、C棟の増改築と合わせてA棟(耐9/3、建289m ² 延(B棟) 昭和33年 月 日 2,647m ²)を増築したことにより3棟が同一建物となる。 () 昭和 年 月 日															
管 理 状 況	<p>② 積 穴 の 状 況</p> <table border="0"> <tr> <td>階 段</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>ダクトスペース</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>エレベーター</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>パイプシャフト</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>エスカレータ</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>その他</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> </table>		階 段	<input checked="" type="checkbox"/>	ダクトスペース	<input type="checkbox"/>	エレベーター	<input checked="" type="checkbox"/>	パイプシャフト	<input checked="" type="checkbox"/>	エスカレータ	<input checked="" type="checkbox"/>	その他	<input checked="" type="checkbox"/>	<p>③ 防 火 管 理 状 況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防火管理者が退職してからは、同店に2名の有資格者がいたが選任されていなかった。 ○使用検査および査察時の多くの指導事項がほとんど是正されていなかった。 ○複合ビルのうえ飲食業であったため営業時間が遅い足なみが揃わず、訓練等も実施されていなかった。 ○消防計画も実態に合わず、内容変更是提出されていなかった。 	
階 段	<input checked="" type="checkbox"/>	ダクトスペース	<input type="checkbox"/>													
エレベーター	<input checked="" type="checkbox"/>	パイプシャフト	<input checked="" type="checkbox"/>													
エスカレータ	<input checked="" type="checkbox"/>	その他	<input checked="" type="checkbox"/>													
<p>④ 防 火 区 画 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ A・B・C各棟の接点が完全に区画されておらず、1階から5階までその部分が吹き抜け状態となっていた。 ○エスカレーター下が防火区画されていなかった。 ○ダムウェーター・パイプスペースの防火区画が不完全であった。 		<p>⑤ 消 防 用 設 備 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自動火災報知設備・屋内消火栓の未警戒部分を警戒すること。 ○避難器具・誘導灯を設置すること。 														
<p>査察指摘事項</p>																

III 火災後の行動

① 発 見 状 況	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 発見者 (総支配人・従業員) <input type="checkbox"/> 発見の動機 (出火行為者・命令者) <input type="checkbox"/> 発見後の行動 (火を服で叩き消そうとした) 	
	<p>会館の総支配人N(28才)がドアガードに石油ストーブ採暖させようと、1階店舗内の石油ストーブに点火したが、灯油が空のため1.8ℓ缶から給油ポンプで給油状態にして、調理場の掃除をしていたため、灯油が溢れ床に約3m²拡がってしまった。これを発見した従業員M(20才)は怒鳴って知らせるとともに給油を停止させた。支配人Nはじょう談に「こぼれた灯油を燃やしてしまえ」とMにいったので、Mは命ぜられるまま、新聞紙にマッチで火をつけ、こぼれた灯油に着火したため拡大し、本火災に至ったものである。</p>	
② 通 報 状 況	<p>通報した <input type="checkbox"/> しない <input checked="" type="checkbox"/> (近隣者)</p>	
	<p>会館南隣りのビル4階でアルバイト中の女店員S(20才)は西北隅のカウンター内でお客様のコーヒーを作っていて何気なく西側と北側の小窓の方をみると、白っぽい煙が窓からはいってくるのを発見、ふだん煙がはいってくるところではないので、おかしいと思って、北窓からのぞいてみると隣のビルの窓の隙間や割れ目から黒煙がでていたので火事と判断、店入口内のピンク電話から通報している。しかし明確な通報はできなかった。</p>	
③ 初 期 消 火 状 況	<p><input checked="" type="checkbox"/> 消火した</p>	<p>成功 <input type="checkbox"/> 失敗 <input checked="" type="checkbox"/></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 消火時期 <input type="checkbox"/> 消火困難性 <input type="checkbox"/> 消火方法
	<p><input type="checkbox"/> 消火しない</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 消火時期 <input type="checkbox"/> 消火困難性 <input type="checkbox"/> 消火方法 <input type="checkbox"/> その他
④ 消 火 活 動 概 要	<p>(消防上の支障・困難性等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本建物は、開口部の少ない無窓建物に等しく濃煙・熱気・火災ガスが内部に充満し火点の確認・延焼範囲の把握が困難なことはもとより簡易入部署不能であり背面は道路狭隘で梯子車の進入不能、また両側面は隣接建物に密接している等、立体的火災の防ぎよ面で悪い条件が重なり、あらゆる面で行動が制約され、特に初期の消火活動が困難を極めた。 <input type="checkbox"/> 異常乾燥注意報発令中であり、高層建物火災のため第3出場および特命出場により合計43隊が出場防ぎよした。 	

	避 難 方 法	避 難 上 支 障 事 項																	
⑤ 避 難 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ○階段を利用 <input checked="" type="checkbox"/> (51 人) ○エレベーター、エスカレータ利用 <input checked="" type="checkbox"/> (20 人) ○避難器具を利用 <input type="checkbox"/> (人) ○窓、開口部から直接地上へ <input type="checkbox"/> (人) ○救 助 <input type="checkbox"/> (人) ○その他() <input type="checkbox"/> (人) 	<ul style="list-style-type: none"> ○無 窓 <input checked="" type="checkbox"/> 実質的な無窓 ○開口部の格子等 <input type="checkbox"/> ○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/> ○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良、機能不良、未設置) ○停 電 <input type="checkbox"/> ○その他 <input checked="" type="checkbox"/> 近接建物が密着していた <p>○出火当時開店していたのは 5 階の喫茶店だけであった。1 階へ客を呼び込みに行っていて火事に気付いた支配人Yは、店内放送で火事を知らせた。殺到した客約 20 名をエレベーターで避難(エレベーターが 1 階についたときは一面火の海で火傷を負ったものがいたが、幸い全員避難している)させ、残る客と従業員は表階段から避難している。</p> <p>○出火階にいたNとMは火が大きくなつたためにそのまま外に飛び出している。</p> <p>○その他各階にいた従業員等は店内放送で火災を知り、表階段を利用して避難している。</p>																	
⑥ 死 者 の 状 況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">健康人</td> <td style="padding: 2px;">名</td> <td rowspan="7" style="vertical-align: middle; width: 15%;">避難上支障となつた事項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(泥酔者</td> <td style="padding: 2px;">名)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">要保護者</td> <td style="padding: 2px;">名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">[乳幼児</td> <td style="padding: 2px;">名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">高齢者</td> <td style="padding: 2px;">名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">身体不</td> <td style="padding: 2px;">名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">自由者</td> <td style="padding: 2px;">名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(病 人</td> <td style="padding: 2px;">名)</td> </tr> </table>	健康人	名	避難上支障となつた事項	(泥酔者	名)	要保護者	名	[乳幼児	名	高齢者	名	身体不	名	自由者	名	(病 人	名)	<ul style="list-style-type: none"> ○無 窓 <input type="checkbox"/> ○開口部の格子等 <input type="checkbox"/> ○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/> ○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良、機能不良、未設置) ○停 電 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/> <p>なし</p>
健康人	名	避難上支障となつた事項																	
(泥酔者	名)																		
要保護者	名																		
[乳幼児	名																		
高齢者	名																		
身体不	名																		
自由者	名																		
(病 人	名)																		
IV 問題点・教訓等																			
<ol style="list-style-type: none"> 1. 使用検査・査察において指摘されていた防火区画の不完全箇所を改善していかなかった。 2. 開口部の少ない無窓建築物の協合・進入は濃煙熱気の充満する屋内階段を利用せざるを得ないため、外部からの進入および注水口の設置指導については、確実に履行するよう指導の徹底が必要である。 3. 本対象物は過去に 3 回も火災を出しているうえ、防火管理者も選改任されていない等、防火意識も低く、防火管理上も問題があった。 																			



